

開催イベント・支援サービス・刊行物等のご案内

ー高齢者雇用に取り組む事業主の皆様へー



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

◆生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム◆

令和4年度は東京、福岡にて開催します。参加無料（要事前申込）です。
高年齢者雇用についての学識経験者による講演等を行い、今後の高齢者雇用の方向性について来場者とともに考え、生涯現役社会の実現を目指すイベントです。

<https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/symposium.html>



◆高年齢者活躍企業コンテスト（厚生労働省共催）◆

毎年、厚生労働省と共催で、高年齢者がいきいきと働くことのできる職場づくりの事例を募集しています。優秀事例については、厚生労働大臣または当機構理事長による表彰を行います。

ご応募いただいた優秀事例を広く周知することで、企業等における取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的としています。是非ご応募ください。

<https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity02.html>



【応募締切】毎年3月末頃

令和4年度 高年齢者活躍企業コンテスト

**高年齢者がいきいきと働くことのできる
創意工夫の事例を募集します。**

高年齢者活躍企業コンテストは、高年齢者が長い職業人生の中で培った知識や経験等を有効に活かすため、企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、**優秀事例について表彰を行います。**
優秀企業等の改善事例と集約した高年齢者の働き方を社会に広く周知することにより、企業等における雇用、就業機会の確保等の機運醸成に向けて具体的な取組の励み・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的としています。多数のご応募をお待ち申し上げます。

入賞企業等の表彰事例は、厚生労働省及び当機構の啓発活動を通じて広く紹介させていただきますが、新聞（全国紙）の全国版、当機構発行の月刊誌「エルダー」紙上及びホームページ等に掲載する予定です。

I 取組内容

働くことを希望する高年齢者が、年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことができるようにするため、各企業等が行った雇用管理や職場環境の改善に関する創意工夫の事例を募集します。なお、創意工夫の具体的な例示として、以下の取組内容を参考にしてください。

取組内容	内 容（例示）
高年齢者の活躍のための制度の改善	①定年制の廃止、定年退職の延期、65歳を超える継続雇用制度（特別関係事業主に加え、他の事業主によるものを含む）の導入 ②企業年金制度（70歳以上までの受取委託・社会保険）の導入 ^{※1} ③賃金体系、人事評価制度の見直し ④多様な就業形態、就業機会の導入 ⑤各制度の適用範囲の工夫（制度改善の推進体制の整備、運用状況を踏まえた対応）等
高年齢者の意欲・能力の維持向上のための取組	①高齢従業員への研修・教育機会への参加 ②高齢従業員が活躍できるような支援の仕組み（ITへのフォロー、危険業務等からの業務転換） ③高齢従業員が活躍できる職場環境の整備、定年制の廃止、就業機会の確保、キャリアアップ支援の推進 ④年功序列の廃止、職能の重視 ⑤中高年齢従業員を対象とした研修活動、キャリア形成支援の実施（キャリアアップセミナーの開催）等
高年齢者が働き続けられるための作業環境の改善、健康増進、安全管理、福利厚生などの取組	①作業環境の改善（高年齢者向け設備の整備、作業姿勢の改善、配置・配達の配慮、創意工夫等） ②就業環境の改善（メンタルヘルス対策の強化） ③就業環境の改善（労働時間や就業時間、休日、安全衛生教育、事故防止対策） ④福利厚生の充実（休暇制度の整備、レクリエーション活動、生涯学習支援の推進）等

※1（事業主が就業主）とは、以下①のいずれかです。
①労働者（労働主）が就業主（労働主）である場合
②労働者（労働主）が就業主（労働主）である場合（例：労働者が就業主（労働主）である場合）
③労働者（労働主）が就業主（労働主）である場合（例：労働者が就業主（労働主）である場合）

II 応募方法

1. 応募要項

イ、指定の応募形式に記入していただき、写真・図・イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付してください。
また、定年制度、継続雇用制度及び就業支援制度について定めている就業規則等の該当箇所の写しを添付してください。
ロ、応募書類は、当機構の各都道府県支部、障害者就業支援センター^{※2}にて、紙媒体または電子媒体により配付します。また、当機構のホームページ^{※3}からも入手できます。
ハ、応募書類は返却いたしません。

2. 応募締切日 令和4年3月31日（木）当日消印有効

3. 応募先 各都道府県支部、障害者就業支援センター（※2）へ提出してください。

※2 連絡先は各都道府県支部をご覧ください
※3 <https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity02.html>

主催 厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

当機構では厚生労働省と連携し、企業における「年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことのできる」雇用事例を普及啓発し、高年齢者雇用を支援することで、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進しています。

◆65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザー◆

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家を配置しており、高齢者戦力化のための条件整備（環境整備、制度改定等）についてご相談いただけます。

https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisary_services.html



65歳超雇用推進プランナー 高齢者雇用アドバイザーのご案内

70歳までの就業機会の確保（※令和3年4月より努力義務化）などに向けた
高齢者の戦力化のための条件整備について、ご相談ください！

なぜ高齢者の戦力化が必要なの？

- 急速な高齢化による生産年齢人口の減少
人口統計によれば、今後、生産年齢人口（15～64歳）は減少の一途をたどり、企業の人材確保はますます困難になっていきます。
- 高齢者の高い就業意欲
60歳以上の意識調査では過半数の人が「65歳を超えても働きたい」と回答しています。

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーとは
高齢者の雇用に関する専門知識や
経験等を持っている専門家です。

企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取組んだことのある人事労務管理担当経験者
経営コンサルタント 社会保険労務士 中小企業診断士 学識経験者 など

相談・助言サービス

無料

高齢者の活用に必要な環境の整備に関する専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。

- ▶人事管理制度の整備に関すること
- ▶賃金、退職金制度の整備に関すること
- ▶職場改善、職場開発に関すること
- ▶能力開発に関すること
- ▶健康管理に関すること
- ▶その他高齢者等の雇用問題に関すること

提案サービス

無料

70歳までの雇用機会確保等に向けた高齢者戦力化のための定年引上げや継続雇用延長等の制度改定に関する具体的な提案を行っています。

- ▶課題の洗い出し
- ▶具体的な課題解決の提案
- ▶制度見直しへのメリットを見える化
- ▶制度整備に必要な規則例等の提供

その他のサービス

無料

- ◆雇用評価ツールによる課題などの見える化
簡単なチェック内容に回答いただくだけで、高齢者を活用する上での課題を見いだし、解決策についてアドバイスします。
- ◆他社の取り組みにおける好事例の提供
同業他社の取り組みが気になりますか？
他の会社がどういった取り組みを行っているのか、貴社の参考となる事例を提供します。

企画立案等サービス

有料

専門性を活かして人事・労務管理上の諸問題について具体的な解決策を作成し、高齢者の雇用・活用等を図るための条件整備をお手伝いします。
中高齢従業員の就業意識の向上等を支援するために、貴社の要望に合った研修プランをご提案し、研修を行います。
(経費の1/2を機構が負担します。)

提案サービスの具体例

無料

事業主のお悩み

- 70歳までの継続雇用延長を制度化したいけど、高齢者の健康面、安全面が心配...

課題解決策を提案

- 健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、適合する業務をマッチングさせましょう。
また、健康・体力のチェックを定期的に行いましょう。
- 高齢者が安全に働き続けることができるよう、職場環境の改善を行いましょ。

利用者の声

- 健康管理などについて検討し、働きやすい職場づくりを行っていろいろと聞きます。詳しく話が聞けてよかったです。

企画立案サービスの具体例

有料

事業主のお悩み

- 在職年齢がなくなり、定年後の継続雇用者の資金設定はどうしよう？

企画立案の提案

- 新資金は「市場価値+継続雇用後の仕事内容における企業への貢献度等」を元に決定するなど事業主との綿密な打ち合わせにより、企業の成長を目的とし、事業主の要望に沿った提案を行います。

フォローアップ

- 企画立案の提案内容が適切だったか、新たな問題が生じていないか、フォローアップします。

高齢者戦力化のメリット

人材確保面で有利になる

高齢従業員の在籍期間が延びることにより、人手が確保できます。また、制度化することで、若手・中堅社員も安心して働けるようになります。

企業の持続的な発展

長年培った知識・スキル・専門性を発揮するとともに、若手や中堅社員に技能の伝承をしてもらうことで、安定した企業活動が維持されます。

企業・従業員が共にメリットを受けることができます。

お問い合わせ先 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の
都道府県支部高齢・障害者業務課までお問合せください。

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

2021.2

機構ホームページのURLはこちら <http://www.jeed.go.jp>

◆ 65歳超雇用推進助成金 ◆

高齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主に対し、助成金（65歳超継続雇用促進コース、高齢者評価制度等雇用管理改善コース、高齢者無期雇用転換コース）を支給しています。

<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>



詳細については最終ページに掲載の
最寄りの独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課へお問い合わせください。

65歳超雇用推進助成金
制度のご案内

(令和4年4月)

高齢者の雇用の安定に取り組む事業主の皆さまへ

定年や継続雇用年齢を引上げて高齢者に引き続き働いてもらいたい	65歳超継続雇用促進コース
賃金制度や健康管理制度等の雇用管理制度を導入して高齢者が働きやすい環境づくりがしたい	高齢者評価制度等雇用管理改善コース
パートタイマー等の有期雇用者を期間の定めのない契約に転換して高齢者に活躍してもらいたい	高齢者無期雇用転換コース

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

◆70歳雇用推進マニュアル・70歳雇用推進事例集◆

改正高年齢者雇用安定法や70歳雇用の取組への考え方を解説したマニュアル、及び70歳までの就業機会確保措置を講じた事例を取りまとめた事例集です。

https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisory_services.html



◆高齢社員戦力化のためのヒント集 ～産業別団体による取り組みから～◆

これまでに策定された産業別高齢者雇用推進ガイドラインから、企業の取組事例や提案を抽出し、4つのテーマ別に分類しました。
高齢社員が大いに活躍できる環境づくりへのヒントとしてご活用ください。

<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>



◆啓発誌「エルダー」◆

高齢者雇用事業所の職場紹介等、最新の雇用好事例や助成金制度を中心に、身近な高齢者雇用問題を取り上げた事業主向けの啓発誌です。（毎月1日発行）
高齢者雇用に関する情報収集ツールとして、是非ご活用ください。

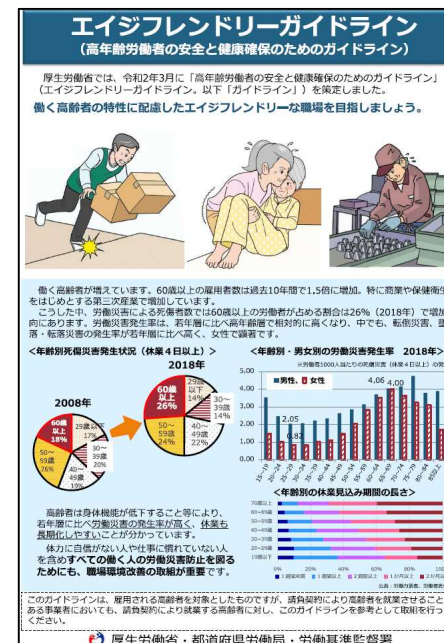
https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisary_services.html



◆エイジフレンドリーガイドライン◆※厚生労働省発行

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示したガイドラインが策定されました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



◆エイジアクション100（改訂版）◆※中央労働災害防止協会発行

高齢社員の安全と健康確保のための100の取組を盛り込んだチェックリストを活用して、職場の課題を洗い出し、改善に向けての取り組みを進めるための「職場改善ツール」です。

<https://www.jisha.or.jp/index.html>



メルマガ無料配信中！ぜひご登録を！

当機構が全国で実施する高齢者や障害者の雇用支援、従業員の人材育成(職業能力開発)に関するタイムリーな情報を毎月1回、メールマガジンでお知らせしています。

<https://www.jeed.go.jp/general/merumaga/index.html>



(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 各都道府県支部高齢・障害者業務課 所在地等一覧 (1 / 2)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、各都道府県支部高齢・障害者業務課等において高齢者・障害者の雇用支援のための業務（相談・援助、給付金・助成金の支給、障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付、啓発等）を実施しています。

名称		所在地	電話番号(代表)
北海道支部高齢・障害者業務課	〒063-0804	札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青森支部高齢・障害者業務課	〒030-0822	青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手支部高齢・障害者業務課	〒020-0024	盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081
宮城支部高齢・障害者業務課	〒985-8550	多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田支部高齢・障害者業務課	〒010-0101	潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形支部高齢・障害者業務課	〒990-2161	山形市漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島支部高齢・障害者業務課	〒960-8054	福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城支部高齢・障害者業務課	〒310-0803	水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215
栃木支部高齢・障害者業務課	〒320-0072	宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬支部高齢・障害者業務課	〒379-2154	前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511
埼玉支部高齢・障害者業務課	〒336-0931	さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉支部高齢・障害者業務課	〒263-0004	千葉市稲毛区六方町274 ポリテクセンター千葉内	043-304-7730
東京支部高齢・障害者業務課	〒130-0022	墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2794
東京支部高齢・障害者窓口サービス課	〃	〃	03-5638-2284
神奈川支部高齢・障害者業務課	〒241-0824	横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟支部高齢・障害者業務課	〒951-8061	新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富山支部高齢・障害者業務課	〒933-0982	高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川支部高齢・障害者業務課	〒920-0352	金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井支部高齢・障害者業務課	〒915-0853	越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨支部高齢・障害者業務課	〒400-0854	甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野支部高齢・障害者業務課	〒381-0043	長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜支部高齢・障害者業務課	〒500-8842	岐阜市金町5-25 G-frontⅡ 7階	058-265-5823
静岡支部高齢・障害者業務課	〒422-8033	静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知支部高齢・障害者業務課	〒460-0003	名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階	052-218-3385

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 各都道府県支部高齢・障害者業務課 所在地等一覧 (2 / 2)

名称	所在地		電話番号(代表)
三重支部高齢・障害者業務課	〒514-0002	津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255
滋賀支部高齢・障害者業務課	〒520-0856	大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都支部高齢・障害者業務課	〒617-0843	長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪支部高齢・障害者業務課	〒566-0022	摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0782
大阪支部高齢・障害者窓口サービス課	//	//	06-7664-0722
兵庫支部高齢・障害者業務課	〒661-0045	尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良支部高齢・障害者業務課	〒634-0033	橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山支部高齢・障害者業務課	〒640-8483	和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取支部高齢・障害者業務課	〒689-1112	鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根支部高齢・障害者業務課	〒690-0001	松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山支部高齢・障害者業務課	〒700-0951	岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島支部高齢・障害者業務課	〒730-0825	広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口支部高齢・障害者業務課	〒753-0861	山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島支部高齢・障害者業務課	〒770-0823	徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388
香川支部高齢・障害者業務課	〒761-8063	高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛支部高齢・障害者業務課	〒791-8044	松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知支部高齢・障害者業務課	〒781-8010	高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡支部高齢・障害者業務課	〒810-0042	福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310
佐賀支部高齢・障害者業務課	〒849-0911	佐賀市兵庫町若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎支部高齢・障害者業務課	〒854-0062	諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本支部高齢・障害者業務課	〒861-1102	合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分支部高齢・障害者業務課	〒870-0131	大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎支部高齢・障害者業務課	〒880-0916	宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島支部高齢・障害者業務課	〒890-0068	鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄支部高齢・障害者業務課	〒900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301